

2. 自然公園内の規制の概要

- 国定公園及び徳島県立自然公園の区域内で次の行為を行う場合は、知事の許可又は知事への事前の届出が必要となります。

- ・ 国定公園・・・許可：自然公園法第20条第3項
届出： 〃 第33条第1項
- ・ 県立自然公園・・・許可：徳島県立自然公園条例第21条第3項
届出： 〃 第31条第1項

- 普通地域は、事前の届出が必要となりますが、特に風景の保護を図る上で必要な場合には、行為の禁止や制限が加えられることがあります。また、原則、届出をした日から30日以上経過しなければ行為に着手できません。

行為の種類	国 定 公 園			県立自然公園	
	特別保護 地区 (許可)	特別地域 (許可)	普通地域 (届出)	特別地域 (許可)	普通地域 (届出)
工作物の新築・改築・増築	○	○	○	○	○注1
木竹の伐採	○	○		○	
鉱物の掘採，土石の採取	○	○	○	○	○
河川・湖沼等の水位，水量の増減	○	○	○	○	○注2
指定湖沼等への汚水・廃水の排出	○	○		○	
広告物等の掲出・設置・表示	○	○	○	○	○
屋外での物の集積・貯蔵	○	○		○	
水面の埋立・干拓	○	○	○	○	○
開墾等の土地の形状変更	○	○	○	○	○
植物の採取・損傷等	○	○		○	
動物の捕獲・殺傷，卵の採取等	○	○		○	
屋根,壁面,鉄塔等の色彩変更	○	○		○	
指定湿原等への立入り	○	○		○	
車馬・動力船の使用等	○	○		○	
木竹の損傷	○				
木竹の植栽	○	○届出		○届出	
家畜の放牧	○	○届出		○届出	
火いれ・たき火	○				

注1：届出の基準あり（基準を超える場合のみ届出が必要）

注2：特別地域に影響を与えるもの